

可児市運動公園グラウンドに敷設する人工芝等の供給等事業候補者評価要領

1 評価者

可児市運動公園グラウンドに敷設する人工芝等の供給等事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員により選定する。

2 評価項目、評価基準及び配点

評価項目	評価基準	配点
1 総論		20
ア 実施方針	提案のコンセプトや方針が本事業の趣旨に沿ったものとなっているか。	10
イ 施工実績	捲縮タイプのロングパイル人工芝について、多目的グラウンドを含む様々なスポーツ施設への豊富な施工実績を有しているか。	10
2 実施体制		10
ア 維持補修や緊急時の対応	維持補修の体制、緊急時のバックアップ体制が構築されているか。	10
3 個別機能		60
ア 防災上の機能性	非常時における防災拠点（広域避難場所、救援物資の物流拠点）としての使用に適したものであるか。	10
イ 競技性	軟式野球、ソフトボール、サッカー、ホッケーの競技が実施可能であるなど、多目的グラウンドに適したものであるか。	10
ウ 快適性	温度上昇抑制やクッション性などにより、競技中の身体への影響の低減効果があるなど、快適な競技環境に資するものであるか。	10
エ 保守管理性	日常の保守管理がしやすく、管理コストが抑えられたものであるか。マーキングを利用したラインの引き消しがしやすいものであるか。	10
オ 耐久性	劣化しにくく、長期の保証がなされているなど、耐久性の向上策が講じられているか。	10
カ 環境性	マイクロプラスチックが発生しにくいなど、周辺自然环境への影響の抑止効果などに配慮されたものであるか。	10
4 その他		10
ア 特筆すべき事項	本市にとって有用な提案が記載されているか。（ライフサイクルコストの提案を含む。）	10
合計		100

評価基準は以下のとおり。

評価基準	配点
極めて優れた内容である。	10点
十分な内容である。	8点
必要最低限の内容は満たしている。	6点
やや不十分な内容である。	4点
不十分な内容である。	2点

3 評価方法

- (1) 企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を原則とする。
- (2) 各委員が個々に評価を行い、その平均点をもって評価点とする。
- (3) 得点の高さに基づき事業候補者の優先順位を決定する。

4 評価の実施方法

- (1) 応募資格確認
応募資格の確認は、事務局において、所定の書類に基づき実施し、その結果を書面で応募者へ通知する。
応募資格が確認された者から提出された企画提案書を審査の対象とする。
- (2) 審査委員会における順位の確定
 - ア 各委員において、個々に評価する。
 - イ 評価点の集計及び順位整理(事務局)
 - ウ 事業候補者の特定

※ 本市は、最も相応しい企画提案を行った者、次点者及び第3位者を選定する。最も相応しい企画提案を行った者を事業候補者として協定締結の協議を行い、協定を締結する。ただし、最も相応しい企画提案を行った者との協議が整わなかった場合は、次点者を、次点者と協議が整わなかった場合は第3位者を事業候補者として協議を行い、協定を締結する。なお、第3位者と協議が整わなかった場合は、当該公募型プロポーザルの打ち切りを行う。

5 選定の対象外となるもの

- (1) 見積価格が、本市が示す基準額を超えるもの
- (2) 評価点合計の満点(100点)に対して6割未満のもの

6 審査結果の公表

事業候補者の特定後、結果をすべての応募者へ書面通知するとともに、協定の締結後、応募者の商号又は名称、評価結果について、可見市ホームページ等で公表する。なお、商号又は名称の公表は、最も相応しい企画提案を行った者、次点者及び第3位者のみ行う。